

(公社)千葉県労働基準協会連合会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第17条の規定に基づき、常勤の理事の報酬について定める。

(役員報酬の種類)

第2条 常勤役員報酬(以下「役員報酬」という。)は、その職務と職責に対する評価として、一般職員の賃金に準じて支払う。

2 役員報酬は、月給制を基本とする。

(役員報酬支払対象)

第3条 一般職員と同等の労働条件で常時勤務する専務理事については、役員報酬支払対象とする。

2 理事及び監事については、役員報酬支払対象としない。

3 会長及び副会長は、理事のうちより選任されるため、役員報酬支払対象としない。

(役員報酬の計算期間及び支払日)

第4条 役員報酬の計算期間及び支払日は、一般職員の賃金に準ずる。

(役員報酬の支払方法)

第5条 役員報酬の支払方法は、一般職員の賃金に準ずる。但し、次に掲げるものは、役員報酬から控除する。

- ① 所得税
- ② 地方税
- ③ 社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料)
- ④ その他必要とされるもの

2 退職時の支払いについては、一般職員の賃金に準ずる。

(役員報酬の額)

第6条 第3条第1項の専務理事の役員報酬の上限額は、年間730万円(満65歳を超えた場合は630万円)とし、具体的な額(報酬月額)は会長が定め、理事会の承認を得る。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議による。

(附 則)

- 1 本規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 本改正規程は、平成24年5月23日から施行する。

(公社)千葉県労働基準協会連合会役員退職金規程

(適用範囲)

第1条 本会の常勤役員（以下「役員」という。）が退職するときは、在職中の功績、勤怠その他の事情を勘案し、この規程により退職金を支給する。

(退職金の額)

第2条 退職金は、在職期間に応じ別表の基準により支給する。

但し、在職期間が2年に満たない者には支給しない。

(在職期間の計算方法)

第3条 前条の在職期間は、選任された日から退職の日までとする。

2 前項の在職期間には、私傷病による休職期間は導入しない。

(退職金の増額)

第4条 次の各号に該当する事由で退職するときは、第2条の金額に1割を加算した退職金を支給する。

① 死亡したとき

② 業務上の傷病により業務に耐えられないと認めるとき

2 在職中特に功労のあった者に対しては、理事会の決議により、第2条の退職金の額を増額することができる。

(退職金の支給制限)

第5条 就業規則第32条第2項の処分に該当する事由により解任された役員には、退職金を支給しない。但し、事情によっては理事会の決議により、第2条に定める金額の二分の一を限度として支給することができる。

(退職金の支払方法等)

第6条 退職金は、退職後1ヶ月以内に本人が指定する本人名義の金融機関預金口座に振り込むものとする。

2 役員が死亡した場合の退職金受取人の順位は、労働基準法施行規則第42条の規定を準用する。この場合の支払方法は、前項の規定を準用する。

(附 則)

1 本規程は、平成16年4月1日より施行する。

2 本規定は、平成24年4月1日より施行する。

3 本改正規程は、平成24年5月23日より施行する。

別 表

在 職 期 間	支 給 額
2年以上3年未満	350, 000 円
3年以上4年未満	700, 000 円
4年以上5年未満	1, 050, 000 円
5年以上6年未満	1, 400, 000 円
6年以上7年未満	1, 750, 000 円
7年以上	2, 100, 000 円

(公社)千葉県労働基準協会連合会 役職員旅費規程

(適用)

第1条 本会役職員が、会務のため旅行するときは、この規程により旅費を支給する。

(旅費の区分)

第2条 旅費は、日当、宿泊料、鉄道運賃、航空運賃、自動車運賃の五種に区分し、別表に定める旅費額を支給する。

- 2 旅費は順路により計算する。但し、天変地変その他やむを得ない事由によるときは実際の経路によって計算する。
- 3 鉄道運賃は、普通運賃、指定席料、及び特別急行料金とし、また、業務の都合により寝台を利用する場合は寝台料金を支給する。

(概算払い)

第3条 出張を命ぜられた場合、必要に応じ旅費額の範囲内において概算払いをすることができる。

(例外)

第4条 本規程に定めていない事項の生じた場合は、事務局長がこれを処理するものとする。

(附則)

本規程は、平成24年4月1日より施行する。

別 表

資 格		役 員	管理職 (課長職~)	職 員
区 分	種 別			
鉄道25km以上、 又は、5時間以 上の場合	日 当	2,600円	2,200円	1,700円
	鉄 道 運 賃	実 費	実 費	実 費
	航 空 運 賃	エコノミー	エコノミー	エコノミー
	自 動 車 運 賃	実 費	実 費	実 費
同上で宿泊を 要する場合	日 当	2,600円	2,200円	1,700円
	宿 泊 料	11,800円	9,800円	7,800円
	鉄 道 運 賃	実 費	実 費	実 費
	航 空 運 賃	エコノミー	エコノミー	エコノミー
	自 動 車 運 賃	実 費	実 費	実 費
鉄道25km未 又は、5時間未 満の場合	日 当	1,300円	1,100円	850円
	鉄 道 運 賃	実 費	実 費	実 費
	自 動 車 運 賃	実 費	実 費	実 費

付帯条件

- ① 千葉市内出張で5時間未満の場合は交通費実費を支給し、日当は支給しない。
また、理事会、各委員会の出席旅費は、交通費実費を支給し、日当は支給しない。
- ② 役員以外の自動車運賃は、原則としてバスを利用することとし、業務の都合でタクシーを利用した場合は、その実費を支給する。